

令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜に関するQ & A

令和5年2月20日

宮城県教育庁高校教育課

新型コロナウイルス感染症への対応関連（発熱症状含む）

★★★ 新型コロナウイルス感染症に関する定義 ★★★

番号	内 容	ページ
Q 1	濃厚接触者等の定義はどのようなものか。宮城県において濃厚接触者等（濃厚接触者または感染の可能性がある者）の選定はどのように行っているか。	1
Q 2	新型コロナウイルス感染症の対応として、追試験対象となるのはどのような場合か。	1
Q 3	発熱等の症状とは具体的にどのようなものか。	2

★★★ 第一次募集本試験における対応 ★★★

番号	内 容	ページ
Q 4	第一次募集の出願後に、受験生が新型コロナウイルス感染症罹患患者、または濃厚接触者等となった場合、出願先の高校への連絡は、いつ、どのように行えばよいか。	2
Q 5	受験生が新型コロナウイルス感染症に罹患した。その後、退院や待機解除となったが、他の受験生と同室で受験できるのか。	2
Q 6	濃厚接触者等となったが、PCR検査の結果が陰性であった。この場合、無症状であれば第一次募集本試験を受験することができるのか。	3
Q 7	濃厚接触者等ではないものの、念のため自主的にPCR検査を受けることになった。3月6日の第一次募集本試験当日受付までには結果が出ない状況にあるが、受験可能か。	3
Q 8	第一次募集本試験前日に、受験生の同居家族が罹患患者であることが判明した。受験生は風邪や発熱等の症状は見られない。この場合は、第一次募集本試験を受験できるのか、それとも、追試験の対象者となるのか。また、この場合ではどのような手続きや申し出をすればよいか。	3
Q 9	第一次募集本試験当日に、受験生から「風邪の症状があり、37.5℃以上の発熱がある」という申し出があった。家族に罹患患者や濃厚接触者等はなく、その時点で医師の診断は受けていないため、新型コロナウイルス感染症の罹患患者ではないと考えられる。この場合、手続き上は、新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請をすることになるか。	4
Q 10	令和5年度入試では第一次募集学力検査の前日及び前々日が週休日である。前日や前々日に新型コロナウイルス感染症への罹患が判明したり、濃厚接触者として特定されたりした場合はどのような対応を取ればよいか。	4
Q 11	在学する中学校において新型コロナウイルス感染症の罹患患者が出たため、同中学校の他の受験生に対して、別室受験を希望したい。この場合は、身体上的こと等に対する配慮申請と同様に、中学校から配慮申請を行えばよいのか。	4
Q 12	通常の追試験申請手続きと新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請手続きの違いはあるか。	5
Q 13	通常の追試験申請後に、新型コロナウイルスへの感染が確認され、コロナ対応追試験申請をする場合は、最初に申請した通常の追試験申請を取り下げる必要があるのか。また、その場合はどのように行えばよいのか。	5
Q 14	受験生が第一次募集本試験当日の受付にて「風邪の症状が見られる。熱があるようだ。」と申し出た。この場合は、どのような対応をすればよいのか。	5
Q 15	会場受付にて発熱症状が見られた受験生の保護者に対して、高校側が連絡をした際、保護者に対して「中学校へ連絡する」ように高校側で指示をするのか。	6

Q 16	第一次募集本試験当日朝の検温で発熱症状が見られる場合において、追試験申請ではなく、配慮申請を申し出て当日の別室受験を希望することはできるか。	6
Q 17	平熱が高い受験生がいる場合、中学校から事前に出願先の高校へ連絡する場合は、電話連絡でよいのか。	6
Q 18	平熱が高い受験生（例えば平熱37.2℃）が当日37.5℃であった場合、必ず別室受験を申請しなければならないのか。	6
Q 19	発熱はないが、倦怠感や咳等のその他の風邪様症状がある場合、本試験の受験は可能か。	7
Q 20	第一次募集本試験当日朝に37.5℃以上の発熱があったため、本試験を受けられず、通常の追試験申請を出願先の高校に伝え、その後病院で受診したが「風邪」と診断された。単なる「風邪」の診断でも、追試験を受験できるのか。	7
Q 21	全ての受験生が提出する「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）の記入は受験生本人が行うのか。保護者が行うのか。	7
Q 22	「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）の保護者氏名は、願書の保護者連絡先に記入する保護者と一致する必要があるか。願書に記入した電話番号と当日の緊急連絡先の電話番号が違って構わないか。	7
Q 23	「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）を当日忘れてしまった場合の対応はどうすればよいか。	7
Q 24	「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）は、追試験や第二次募集等を受験するときも提出する必要があるのか。	8
Q 25	受験生の体温を確認し終えた「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）はどうするのか。	8
Q 26	「健康状態チェックリスト」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙2）は第一次募集本試験当日に提出する必要があるか。	8
Q 27	第一次募集本試験当日の受付時に、発熱等の体調不良を申し出たり、「体温報告書」によって体調不良が判明したりした場合には、高校が受験生の保護者に連絡することになっているが、高校が保護者と連絡が取れない場合には、どうなるのか。	8
Q 28	受付時に発熱症状が判明し、高校が受験生の保護者に連絡を取った際に、受験生と保護者が直接電話で話して対応を決めることは可能か。また、高校と保護者が話すことで（受験生本人と保護者が話すことなく）対応を決めていいのか。	9
Q 29	第一次募集本試験当日、1教科以上受験した後に発熱した受験生への対応はどのようになるか。	9
Q 30	発熱等の症状があって追試験申請するためには、「医師による診断」が必要とあるが、診断書を提出すればよいのか。内容は発熱や咳などでよいのか。	9
Q 31	追試験申請の場合、診断書等の添付とあるが、具体的に診断書以外に何を添付してもよいのか。発熱症状のため医療機関を受診したが、発熱は一時的であった場合でも医師の診断を受け、「発熱していた」という診断書を発行してもらうのか。病院の手配が付かず「口その他やむを得ない事由」で提出する場合と同じ流れでよいのか。	9

Q32	発熱症状があっても病院の受診ができないケースが考えられる。病院受診ができない場合はどのように対応したらよいか。追試験申請書の事由「口」にした場合、いつまでに診断書を送付すればよいか。	10
Q33	病気や負傷等により、マスクを着用することが困難な場合は、どのような対応になるか。	10
Q34	当日受付の時点では咳等の症状がなかったが、途中で症状が出た。どのような対応になるか。	10

★★★ 第一次募集追試験（3月13日）における対応 ★★★

番号	内 容	ページ
Q35	3月13日に実施する新型コロナウイルス感染症対応の追試験の問題はどのようなものか。	10
Q36	濃厚接触者等として追試験を受験することになった。行政検査を受けていないが、無症状であれば追試験を受験してよいか。	11
Q37	追試験における、受験可能な濃厚接触者等は、どのような手続きが必要であるか。	11
Q38	受験可能な濃厚接触者等として追試験を受験するためには、公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているか。	12
Q39	追試験において受験可能な濃厚接触者等として受験するために、タクシーの手配を考えているが、手配が難しい状況である。どうしたらよいか。	12
Q40	受験生が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者等として、追試験の申請をしたものの待機解除が間に合わず、3月13日の追試験が受験できなかった。出願した高校は募集定員を満たしており、第二次募集を実施しないが、どうなるのか。出願先の高校を受験できないのか。	13
Q41	新型コロナウイルス感染症に罹患したため、追試験申請を行い、その後に待機解除となったため、3月13日の追試験を受験することが可能になった。しかし、当日になって、再度発熱症状が出た。この場合は、3月23日の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験することになるのか。	13
Q42	インフルエンザの疑いの症状があったため、3月6日午後4時までに、追試験申請を行った。その後、3月12日に新型コロナウイルスに感染していることが判明し、3月13日の追試験を受験できなくなった場合、どのような手続きが必要となるか。	13
Q43	受験生の感染が確認され、追試験申請書（様式T-3）を提出し、感染状況等報告（様式V-1）の提出をもって受験の許可を申請することになるが、いつまでの報告であれば受験可能か。	14
Q44	感染状況等報告（様式V-2）の提出にあたっては、FAX送信してから原本を送付するということがよいか。	14

★★★ 第二次募集の日程に合わせた追試験（3月23日）における対応 ★★★

番号	内 容	ページ
Q45	「第二次募集の日程に合わせた追試験」はどのように行われるのか。	14
Q46	新型コロナウイルス感染症による追試験を申請したが、3月13日の追試験が受験できなかった。その後、陰性で待機解除となり、3月23日の「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験しようとしたが、今度はインフルエンザに罹患してしまった。この場合はどのような対応となるのか。同様に、3月23日に交通事故等による入院となってしまった場合はどのような対応となるのか。	14
Q47	「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験する場合、または「調査書等をもとにした総合的な審査」となった場合、第2志望での合格はあるのか。	14
Q48	新型コロナウイルス感染症の対応で、第一次募集追試験も受験できず「第二次募集の日程に合わせた追試験」にまわることとなった。しかし、このタイミングで他の学校の「第二次募集」を受験したいと受験生が考えた場合は可能なのか。	15
Q49	新型コロナウイルス感染症の対応で、第一次募集追試験も受験できず「第二次募集の日程に合わせた追試験」にまわることとなった。私立高校の最終手続きの期限がその前に設定されているが、最終手続きをしても受験することは可能か。	15

★★★ 第二次募集（3月23日）における対応 ★★★

番号	内 容	ページ
Q50	第一次募集を受験し、不合格となった受験生が第二次募集を受験しようと思ったが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合はどうなるか。	15

★★★ その他 ★★★

番号	内 容	ページ
Q51	公立高校で新型コロナウイルス感染症の影響により、3月上旬に高校が臨時休校になった場合、試験会場が変更される可能性はあるか。	15
Q52	中学校が臨時休業中であっても、通常どおりの受験となるのか。また、高校が臨時休業中であっても、通常どおりの受験となるのか。	16
Q53	新型コロナウイルス感染症の影響により、部活動の記録に記載する内容が減ってしまった。そのことは合否に影響するか。	16
Q54	合格発表時に密になることを避けるため、合格発表をオンラインで実施することはないのか。	16
Q55	宮城県公立高等学校入学者選抜実施にあたって、高校が留意すべき点はあるか。	17
Q56	受験生が第一次募集本試験を受験したが、帰宅すると、家族が罹患者となったことがわかり、受験生が濃厚接触者となった。3月7日の面接・実技・作文について、新型コロナウイルス感染による追試験申請がなされた場合は、どのように判定するのか。	18

◎入試全般に関すること

番号	内 容	ページ
Q57	第一次募集追試験を受験可能な濃厚接触者として受験することになった。「令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」にあるとおり、公共交通機関が利用できないためにタクシー又は自家用車で移動せざるを得ないが、この場合に渋滞等で遅刻した際は試験時間について配慮されるのか。	23
Q58	新型コロナウイルス感染症については、来年度、2類相当から5類へ移行される見込みである。また、マスクの着用の在り方については、学校現場において3月にも緩和する動きが見られている。12月に通知された高校入試の新型コロナ対応について変更点はあるか。	23
	【新型コロナウイルス感染症対応】 本試験又は追試験2日目の面接・実技・作文を欠席した受験生への対応	24
Q59	試験当日、会場への移動手段は、極力、公共交通機関を利用するよう中学校から例年指導しているが、当日の天候状況による遅延で受験できなくなる可能性も考え、今年も同様に各家庭に呼びかけてよいのか。公共交通機関利用により、新型コロナウイルスに感染する可能性が高まることを不安に思い、自家用車を利用して移動することを考える家庭も出てくると思われる。自家用車利用で、天候状況等で試験に遅れたら、受験生が不利益を受けることはあるのか。	25
Q60	当日の朝は、何時頃に各高校に到着すればいいのか。受付開始は何時なのか。	25
Q61	第一次募集で受験した高校で不合格となった場合、その高校で第二次募集が実施される場合、同じ受験生がもう一度同じ高校を受験することは可能か。	25
Q62	2年次に海外から日本にきた受験生について、1年次の評定が空欄であることが不利になることはないか。	25
Q63	受験票の他に、机の上に置くことができるものはどのようなものか。	26
Q64	スマートフォン、携帯電話及びスマートウォッチ、タブレット端末等の通信機能を有する機器の持ち込みは、不正防止等の観点からできないこととされているものの、やむを得ない事情があって検査会場に持ち込まざるを得ない場合は、どのようにしたらよいか。	26
Q65	タブレット端末に参考書等のデータを保存し、休憩時間にそのタブレット端末を用いて学習してもよいか。	26
Q66	学力検査で使用可能な筆記用具について図柄（絵、文字、柄など）に制限はあるのか。	26
Q67	不登校によって、調査書の評定が空欄の箇所がある。このことによって不利になることはないか。	27
Q68	不登校生徒の調査書で、各教科の学習の記録を数値でつけることができず、文章により記載する場合は特定の様式があるのか。	27
Q69	合格した生徒の書類の送付で、入試事務説明資料の中で、「体力・運動能力調査記録カード」を「宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査記録カード取扱要項」に基づき、当該高等学校長に送付することとあった。取扱要項には、公立中学校から定時制・通信制の高校等へ進学する場合は当該カードを本人に返却して個人所有する旨の記載があるが、その場合の当該カードの扱いについてはどのようにしたらよいか。	27
Q70	合格した生徒の書類の送付について、キャリアパスポートはどのように高等学校へ引き継いだらよいか。指導要録等とともに進学先高等学校へ中学校から送付すべきなのか。	28
Q71	一旦は公立高等学校に出願したものの、検査日以前に他の学校の合格が決まるなどして受験を取りやめたいときは「辞退届」を出せばよいか。	28
	【入学者選抜に係る欠席・辞退の取り扱いについて】	29
	(様式例) 欠席届	30

◎ 新型コロナウイルス感染症への対応関連（発熱症状含む）

【新型コロナウイルス感染症に関する定義】

Q 1 濃厚接触者等の定義はどのようなものか。宮城県において濃厚接触者等（濃厚接触者または感染の可能性のある者）の選定はどのように行っているか。

A 1 濃厚接触者は、陽性者と感染可能期間（陽性者が周囲に感染させる可能性がある期間）中に接触があった者のうち、保健所等の衛生部局から濃厚接触者であると通知された者、または家庭内に陽性者がいる場合の同居家族である。また、学校内で感染が確認された場合、陽性者と接触があった者のうち一部を学校長が学校保健安全法に基づき出席停止とする場合がある。このように出席停止を要請された者を「感染の可能性のある者」とし、濃厚接触者と併せて「濃厚接触者等」とした。濃厚接触者等とされた者は、第一次募集本試験を受験することはできず、新型コロナウイルス感染症対応の追試験対象者となる。

(参考)

○厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（令和4年12月19日版）」

3-問3 「濃厚接触者とはどのような人でしょうか。」

A 濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断する場合があります。

Q 2 新型コロナウイルス感染症の対応として、追試験対象となるのはどのような場合か。

A 2 症状の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合又は濃厚接触者等となった場合である（以下、感染が確認された者又は濃厚接触者等となった者を「感染者等」という。）。中学校においては、受験生の健康状況（風邪の症状や発熱等の症状が見られないか）について確認だけでなく、同居する保護者等にも感染症の症状が見られないかについても把握できるように努めていただきたい。

一方で、感染が確認されず、濃厚接触者等でもないが、発熱等の症状が見られる場合は、新型コロナウイルス感染症の対応ではなく、通常の追試験対象となる。

Q 3 発熱等の症状とは具体的にどのようなものか。

A 3 咳や発熱、強い倦怠感や息苦しさ等がある状況である。本県の高校入試では、37.5 度以上の場合、発熱とみなしている。ただし、症状には個人差があるため、発熱の場合は平熱の差とあわせて判断する必要がある。高校入試においては、全ての受験生が試験前日・当日朝の検温結果を「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4－2）に記載し、提出する。上記のような症状が見られる場合や平熱と比べて体温が高い場合は、追試験を申請いただきたい。

なお、平熱が高い受験生については、3月2日（木）までに中学校を通して出願先の高校へ電話連絡願う。

（参考）

○「令和5年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト（令和4年9月13日改訂）及び令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&A（令和5年1月5日更新）」

Q80 3. ⑤について、昨年度は、試験当日「37.5 度以上の発熱」がある場合は、受験を取り止め、追試験等の受験を検討することを要請することとされていたが、なぜ発熱による受験の取り止めに関する記述が削除されたのか。

A 現状においては、新型コロナウイルスの株の主流がオミクロン株に置き換わり、オミクロン株は発熱を伴わない場合でも罹患している場合があるという特性を踏まえ、ガイドラインの策定に当たっては、感染症の専門家とも相談し、受験生に受験を控えるよう要請する判断基準から発熱に関する記述を削除し、感染が疑われる症状を列挙しています。

Q81 上記の変更により、各大学の判断で37.5 度以上の者の受験を認める（認めない）ことは可能か。

A 入試を実施する上でのガイドラインを踏まえ、どのような対策を講じるかは最終的には各大学の責任の下に決定することですが、37.5 度以上の者の受験を認める（認めない）取扱いとすることについて、受験生やその保護者にその理由も含め十分に周知するとともに、特に受験を認めない扱いをするような場合には、確実に追試等による受験機会の確保をお願いします。

【第一次募集本試験における対応】

Q 4 第一次募集の出願後に、受験生が新型コロナウイルス感染症罹患患者、または濃厚接触者等となった場合、出願先の高校への連絡は、いつ、どのように行えばよいか。

A 4 出願後に受験生が罹患患者や濃厚接触者等になった場合、医師や保健所の指示、または、「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」（別紙2）に従って健康観察を行い、第一次募集本試験当日受付までに待機解除にならないことが確定した段階で、受験生は、中学校を通して速やかに出願先の高校へ電話で連絡いただき、追試験を申請していただきたい。第一次募集本試験当日受付までに待機解除になる場合は、連絡の必要はない。

Q 5 受験生が新型コロナウイルス感染症に罹患した。その後、退院や待機解除となったが、他の受験生と同室で受験できるのか。

A 5 第一次募集本試験の当日受付までに、退院（療養期間終了）や待機解除となれば、他の受験生と同室で受験することができる。ただし、なお発熱等の風邪様症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症の対応ではなく、通常の追試験の対象となるので申請願う。

※療養（待機）期間については、「新型コロナウイルス感染症罹患患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙1）を参照。

Q 6 濃厚接触者等となったが、PCR検査の結果が陰性であった。この場合、無症状であれば第一次募集本試験を受験することができるのか。

A 6 PCR検査の結果が陰性になることをもって待機解除となるものではない。濃厚接触者等になった場合、第一次募集本試験当日受付までに待機解除にならない限りは、PCR検査の結果が陰性であったとしても、第一次募集本試験を受験することができず、追試験を受験することになる。

※療養（待機）期間については、「新型コロナウイルス感染症罹患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間について」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙1）を参照。

なお、追試験や第二次募集の日程に合わせた追試験については、濃厚接触者等であっても、以下の(i)～(iii)の条件をすべて満たす場合は、終日別室において受験を認める。

(i) 初期スクリーニング検査（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること。行政検査が実施されず自宅待機となっている者については、行政検査の結果が得られないため、待機期間中、十分に健康観察を行い、無症状であることを以て、陰性と同等とみなす。

なお、行政検査の結果が得られない場合は、可能であれば抗原定性検査キット（「医薬品」の表示があるもの）により陰性確認を行うことが望ましい。

(ii) 検査日当日も無症状であること（「健康状態チェックリスト」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙2）のすべての条件を満たすこと。）。記入例を参照。

(iii) 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自家用車等で往復できること。

Q 7 濃厚接触者等ではないものの、念のため自主的にPCR検査を受けることになった。3月6日の第一次募集本試験当日受付までには結果が出ない状況にあるが、受験可能か。

A 7 濃厚接触者等として特定されず、無症状である場合は、通常どおり受験することが可能である。ただし、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、追試験申請をし、追試験を受験をしていただきたい。

Q 8 第一次募集本試験前日に、受験生の同居家族が罹患者であることが判明した。受験生は風邪や発熱等の症状は見られない。この場合は、第一次募集本試験を受験できるのか、それとも、追試験の対象となるのか。また、この場合ではどのような手続きや申し出をすればよいか。

A 8 受験生と同居している家族が罹患者となった場合、基本的には受験生本人は濃厚接触者となる。受験生が濃厚接触者になった場合は、第一次募集本試験は受験できないため、新型コロナ対応の追試験を申請して追試験受験となる。

Q 9 第一次募集本試験当日に、受験生から「風邪の症状があり、37.5℃以上の発熱がある」という申し出があった。家族に罹患者や濃厚接触者等はなく、その時点で医師の診断は受けていないため、新型コロナウイルス感染症の罹患者ではないと考えられる。この場合、手続き上は、新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請をすることになるか。(関連 Q 1 3)

A 9 このような症状が見られる場合は、通常の追試験申請をお願いしたい。追試験申請にあたっては、病院の診察を受けたのち、診断書等を追試験申請書(様式T-1)とともに出願先の高校へ3月8日(水)午後3時まで提出する。その後、受験生が新型コロナウイルス感染者等であることが判明した場合は、中学校長は出願先の高校の校長へ電話連絡の上、速やかに新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請書(様式T-3)を提出していただきたい。

Q 1 0 令和5年度入試では第一次募集学力検査の前日及び前々日が週休日である。前日や前々日に新型コロナウイルス感染症への罹患が判明したり、濃厚接触者として特定されたりした場合はどのような対応を取ればよいか。(関連 Q 1 4)

A 1 0 新型コロナウイルス感染症の罹患や濃厚接触による追試験の申請は所属する中学校をとおして行うことになるが、以下に示すように対応願いたい。

①3月3日(金)午後4時までには判明→速やかに中学校へ電話で連絡する。

②3月3日(金)午後4時以降及び3月4日(土)、5日(日)に判明→3月6日(月)の午前8時以降、速やかに中学校へ電話連絡する。

週休日もしくは検査日当日の早朝に発熱など風邪様症状が認められ、通常の追試験を申請する場合も同様の対応をお願いしたい。

Q 1 1 中学校において新型コロナウイルス感染症の罹患者が出たため、同中学校の他の受験生に対して、別室受験を希望したい。この場合は、身体上的こと等に対する配慮申請と同様に、中学校から配慮申請を行えばよいのか。

A 1 1 「新型コロナウイルス感染症による精神的な不安」による別室受験の申請は、校内で感染者等が確認された中学校を想定したものである。この場合は、通常の配慮申請と同様に、中学校から出願先の高校へ事前に電話等で相談したのち、配慮申請書(様式P)を作成し、申請していただきたい。

Q 1 2 通常の追試験申請手続きと新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請手続きの違いはあるか。

A 1 2 通常の追試験申請については、「追試験申請書（様式T-1）」を使用するが、新型コロナウイルス感染症対応追試験申請については「追試験申請書（様式T-3）」を使用する。

通常の追試験申請にあたっては、病院での診断書等が添付できる場合は追試験申請書とともに出願先の高校へ提出する。（関連 Q 3 1）

新型コロナウイルス感染症対応追試験申請にあたっては、受験生本人や保護者からの連絡をもとに中学校長が追試験申請書（様式T-3）を提出する。その際、診断書等の提出は不要である。中学校は、出願者の健康状況を把握し、第一次募集本試験受験の可否について「感染状況等報告書（様式V-1, 2）」で出願先の高校へ報告する。（高校とのやりとりについては、「新型コロナウイルス感染症への感染が確認された受験生等への対応」フロー図（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」15ページ）参照）

Q 1 3 通常の追試験申請後に、新型コロナウイルスへの感染が確認され、コロナ対応追試験申請をする場合は、最初に申請した通常の追試験申請を取り下げる必要があるのか。また、その場合はどのように行えばよいのか。（関連 Q 9）

A 1 3 通常の追試験を申請したのち、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、まず中学校は出願先の高校へ電話等でその旨をすみやかに連絡し、その後、新型コロナウイルス対応の追試験申請を行う。その場合、最初の追試験申請から新型コロナウイルス対応の追試験申請へ切り替える旨を電話で伝えることをもって、最初の追試験申請の取り下げとなるので手続きは不要である。

Q 1 4 受験生が第一次募集本試験当日の受付にて「風邪の症状が見られる。熱があるようだ。」と申し出た。この場合は、どのような対応をすればよいのか。（関連 Q 1 0）

A 1 4 受験生は、試験前日と試験当日（第一次募集ならば3月5日と6日）の朝に、自宅で検温を行い、その結果を「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4, 別紙4-2）に記入し、試験当日の受付で提出することとしている。当日朝の検温では発熱がなかったが、会場に到着してから発熱症状が見られ、その旨を申し出た受験生については、保健室や別室に移動させ、検温を行い、本人の平常時の体温や体調等を確認する。発熱症状があると判断された場合は、高校から保護者へ電話連絡を行い、発熱症状があることを伝える。保護者は中学校と追試験申請について確認し、高校は受験生を保護者へ引き渡す。受験生はその日のうちに病院で受診し、発熱等の症状を証明する書類（診断書等）を作成してもらう。（関連 Q 3 1）中学校においては、受診の結果を受け、通常の追試験の申請を行うか、新型コロナウイルス対応の追試験を申請するか判断し、申請を行っていただきたい。

Q 1 5 会場受付にて発熱症状が見られた受験生の保護者に対して、高校側が連絡をした際、保護者に対して「中学校へ連絡する」ように高校側で指示をするのか。

A 1 5 高校側が保護者に連絡をした際に、中学校へ連絡する旨を伝えることになる。追試験の申請は「受験生・保護者が中学校へ連絡し、中学校が申請する」ことを、中学校においても、受験生・保護者に周知いただきたい。

Q 1 6 第一次募集本試験当日朝の検温で発熱症状が見られる場合において、追試験申請ではなく、配慮申請を申し出て当日の別室受験を希望することはできるか。

A 1 6 原則として、第一次募集本試験当日に発熱症状がある場合は、追試験を受験することになる。

例外として、中学校を通じてあらかじめ3月2日（木）までに出願先の高校に平熱が高いことを電話連絡している受験生が、明らかに感染していないことが予想される場合のみ、中学校長・保護者確認の上、別室で受験することも可能としている。この場合は、保護者が中学校へ別室受験を希望する旨を伝え、中学校は別室受験をするための「配慮申請書（様式P）」を作成し、FAX等で高校へ送付する（本試験が開始されるまでの短時間で申請を行うことが難しい場合は、中学校から高校への電話連絡にて申請を一時的に代替し、その後FAX等で高校へ送付することも可とする。）。その後、中学校は「配慮申請書（様式P）」を高校へ郵送等で提出する。

なお、この場合、高校は「受験上の配慮通知（様式Q）」を作成しないこととする。
中学校においては、平熱が高い受験生については、特に普段から健康状況等の把握をお願いしたい。

Q 1 7 平熱が高い受験生がいる場合、中学校から事前に出願先の高校へ連絡する場合は、電話連絡でよいのか。

A 1 7 平熱が高い受験生の報告については、出願先の高校へ電話で連絡いただき、出願先の高校が受験日当日の受付で確認できるようにしていただきたい。事前連絡がなく、当日に発熱症状がある場合は、原則として追試験対応となる。

Q 1 8 平熱が高い受験生（例えば平熱37.2℃）が当日37.5℃であった場合、必ず別室受験を申請しなければならないのか。

A 1 8 受験生は、試験前日と試験日の朝に（第一次募集ならば3月5日と6日）自宅で検温を行い、その検温結果を「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4、別紙4-2）に記入するが、平熱が高いと事前に報告していた受験生については、普段の様子を考慮して発熱症状ではないと確実に判断できる場合は、通常の実験も可能とするので、必ずしも別室受験の申請をしなくてもよい。

Q 1 9 発熱はないが、倦怠感や咳等のその他の風邪様症状がある場合、本試験の受験は可能か。

A 1 9 本試験については、発熱以外の風邪様症状がある場合にも受験できないこととしているため、通常の追試験受験の申請をお願いしたい。この場合も申請のためには病院を受診し診断書等を取得する必要があるので留意願いたい。

なお、受診の結果、新型コロナウイルス感染症への感染が確認され、追試験を申請する場合には証明書等は不要である。

Q 2 0 第一次募集本試験当日朝に37.5℃以上の発熱があったため、本試験を受けられず、通常の追試験申請を出願先の高校に伝え、その後病院で受診したが「風邪」と診断された。単なる「風邪」の診断でも、追試験を受験できるのか。

A 2 0 発熱等の症状は、実際に受診するまでは病名が特定できない。よって「風邪」と診断されたとしても、「通常の追試験」の対象となり、追試験を受験できるので、発熱等の症状があった場合は、「通常の追試験」を申請いただきたい。その際、新型コロナウイルス感染症への罹患でない場合は、発熱等の症状を証明する書類等（診断書等）が必要になるので、準備いただきたい。（関連 Q 3 1）

Q 2 1 全ての受験生が提出する「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）の記入は受験生本人が行うのか。保護者が行うのか。

A 2 1 記入については、受験生本人でも保護者でもどちらでも構わないが、可能ならば体温以外の体調を含め、保護者が確認したものを提出していただきたい。

Q 2 2 「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）の保護者氏名は、願書の保護者連絡先に記入する保護者と一致する必要があるか。願書に記入した電話番号と当日の緊急連絡先の電話番号が違って構わないか。

A 2 2 「体温報告書」の保護者氏名については、願書に記入している保護者氏名と一致する必要はない。

なお、「体温報告書」に記入する緊急連絡先の電話番号は、出願先の高校が緊急時に電話連絡することもあることから、記入欄にもあるとおり、受験日当日に必ず保護者に連絡が取れる電話番号を記入いただきたい（例えば、願書には父親の名前と連絡先が書かれているが、体温報告書には願書記載の電話番号とは別の、連絡が付きやすい母親の名前と連絡先が書かれることに問題はない）。

Q 2 3 「体温報告書」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4，別紙4-2）を当日忘れてしまった場合の対応はどうすればよいか。

A 2 3 受験者が「体温報告書」の持参を忘れてしまった場合は、出願先の高校の受付において、検温を行い、試験当日の検温結果のみ出願先の高校が準備した「体温報告書」に記入し、提出することとする。

Q 2 4 「体温報告書」(「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙 4, 別紙 4-2) は、追試験や第二次募集等を受験するときも提出する必要があるのか。

A 2 4 受験生の体調を確認するため、第一次募集本試験だけでなく、追試験・第二次募集等においても「体温報告書」を提出する。(「体温報告書」は中学校で印刷したものを配布したり、受験生が高校教育課のホームページからダウンロードして自宅で印刷したりするなどして準備する。)

第一次募集本試験及び追試験の2日目に面接等を実施する高校においては、3月7日・14日分の検温結果を記載する「体温報告書(2日目用)」を高校が印刷して準備し、学力検査1日目の終了後に受験生へ配布する。

なお、第一次募集追試験の場合は3月12日と13日、第二次募集(の日程に合わせた追試験)の場合は3月22日と23日の朝に検温するものとする。

Q 2 5 受験生の体温を確認し終えた「体温報告書」(「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙 4, 別紙 4-2) はどうするのか。

A 2 5 「体温報告書」には、保護者の緊急連絡先等の個人情報に記載されているため、取扱いについては留意する。回収した「体温報告書」については、各検査(第一次募集本試験・追試験・第二次募集)終了後2週間、高校で保管し、その後、高校で適切に処分するものとする。

Q 2 6 「健康状態チェックリスト」(「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙 2) は第一次募集本試験当日に提出する必要があるか。

A 2 6 「健康状態チェックリスト」は、追試験や第二次募集の日程に合わせた追試験の際に、無症状の濃厚接触者等が受験する際に必要となるものであるため、本試験の際に提出する必要はない。

なお、全員が提出する必要があるものは「体温報告書」である。

Q 2 7 第一次募集本試験当日の受付時に、発熱等の体調不良を申し出たり、「体温報告書」によって体調不良が判明したりした場合には、高校が受験生の保護者に連絡することになっているが、高校が保護者と連絡が取れない場合には、どうなるのか。

A 2 7 入試当日の受験生の欠席、遅刻、早退などの不測の事態には、中学校が対応することとしている。当日朝の発熱状況については、高校が保護者に連絡を取り、その後、保護者が中学校に追試験申請するかどうか相談し、その結果を中学校が高校に連絡することとしている。高校が保護者に連絡がつかなかった場合は、高校は速やかに中学校へ連絡を取り(中学校と受験生本人が電話で相談することも含め)追試験を申請することについて確認していただきたい。

なお、8時45分までには、受付を完了するものとしているため、その時までには別室受験となるか、追試験を申請するかを決めるものとするが、平熱が高いと事前に報告があった受験生等を除き、発熱症状が見られる場合は、追試験を申請するようお願いする。

Q 2 8 受付時に発熱症状が判明し、高校が受験生の保護者に連絡を取った際に、受験生と保護者が直接電話で話して対応を決めることは可能か。また、高校と保護者が話すことで（受験生本人と保護者が話すことなく）対応を決めていいのか。（関連 Q 1 6）

A 2 8 発熱症状に対して、追試験申請等の判断をする際は、8時45分までに、中学校が出願先の高校へ電話等にて申請することとなる。試験開始前に、受験生が保護者と直接電話で話して対応を考える場合にあっても、保護者がその対応を中学校へ連絡し、第一次募集本試験当日の8時45分までに中学校が高校へ電話等にて申請を行い、高校はその対応を決めるものとする。対応の申請は中学校から行うことになっていることから、高校と保護者で対応を決めるものではない。

Q 2 9 第一次募集本試験当日、1教科以上受験した後に発熱した受験生への対応はどのようになるか。

A 2 9 本試験を受験している途中で、受験生が発熱等の体調不良を申し出た場合は、保健室や別室等へ移動しての対応となる。体調を確認しながら、別室で受験を継続したり、検査会場へ戻って受験を継続したりする。

なお、1科目でも受験した場合には、検査中に体調不良で早退する事態となったとしても、追試験の対象とはならない。

Q 3 0 発熱等の症状があつて追試験申請するためには、「医師による診断」が必要とあるが、診断書を提出すればよいのか。内容は発熱や咳などでよいか。

A 3 0 そのとおりである。記載内容については、医師の診断による。

Q 3 1 追試験申請の場合、診断書等の添付とあるが、具体的に診断書以外に何を添付してもよいのか。発熱症状のため医療機関を受診したが、発熱は一時的であった場合でも医師の診断を受け、「発熱していた」という診断書を発行してもらうのか。病院の手配が付かず「ロ その他やむを得ない事由」で提出する場合と同じ流れでよいか。

A 3 1 診断書の添付が間に合わない場合や、難しい場合には、中学校長がそのことを確認したうえで、追試験申請書の「ロ その他やむを得ない事由」に○を付け、事由欄にその旨を記載のうえ申請していただきたい。その後、病院を受診した場合は、診断書を送付していただきたい。

なお、「診断書等」の「等」は病気・けが等以外のやむを得ない事由を証明する書類等を想定している。（関連 Q 3 2）

Q 3 2 発熱症状があっても病院の受診ができないケースが考えられる。病院受診ができない場合はどのように対応したらよいか。追試験申請書の事由「ロ」にした場合、いつまでに診断書を送付すればよいか。

A 3 2 宮城県においては、発熱症状が見られる場合は、かかりつけ医に電話をし、指定された時間に受診をしたり、紹介された別の医療機関で受診したり、「受診・相談センター」（022-398-9211、または、050-3614-4531）へ問い合わせることとなっており、医療機関での受診がすぐにはできない事例が見られている。発熱症状があっても、病院受診ができない状況の中で、追試験申請を希望する場合は、中学校から出願先の高校へすみやかに電話連絡したのち、「通常の追試験申請」の手続きをとっていただきたい。追試験申請書（様式T-1）については、別添証明書類とともに3月8日（水）午後3時までに、出願先の高校へ提出することとなっているので（「追試験受験手続のフロー図」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」26ページ）参照）、それまでに診断書を準備し送付願いたい。

病院の受診ができず追試験申請の事由ロ「その他やむを得ない事由」による申請とした場合は、受診できなかった旨も含めて、中学校長が追試験を申請する事由が適切であると判断した上で、追試験申請書を作成いただきたい。（関連 Q 3 1）

Q 3 3 病気や負傷等により、マスクを着用することが困難な場合は、どのような対応になるか。

A 3 3 検査室内においては多くの受験生がいることから、マスクを着用して受験することが原則となるが、病気や負傷等によりマスクを着用することが困難な場合は、中学校を通して事前に出願先の高校へ相談いただきたい。その場合、配慮申請書（様式P）の提出をして、別室で受験することとなる。

Q 3 4 当日受付の時点では咳等の症状がなかったが、途中で症状が出た。どのような対応になるか。

A 3 4 症状によっては、高等学校から受験生に対して別室受験を促し、以降別室において受験していただくこともあり得る。第一次募集本試験において、1科目でも受験した場合には追試験の対象とはならないため、原則として受験を継続する対応をとることになる。

【第一次募集追試験（3月13日）における対応】

Q 3 5 3月13日に実施する新型コロナウイルス感染症対応の追試験の問題はどのようなものか。

A 3 5 追試験学力検査の問題は、他の通常の追試験受験生と共通のものをを用いる。全県で共通の問題を使用し、出題方針や作成の考え方についても、第一次募集本試験と同じである。

Q 3 6 濃厚接触者等として追試験を受験をすることになった。行政検査を受けていないが、無症状であれば追試験を受験してよいか。

A 3 6 行政検査の実施ができない場合であっても、以下の (i) ~ (iii) の条件を満たせば、別室の受験が可能である。この場合も、可能であれば抗原定性検査キットによる陰性確認を行っていただきたい。

(i) 行政検査が実施されず自宅待機となっている者については、行政検査の結果が得られないため、待機期間中、十分に健康観察を行い、無症状であることを以て、陰性と同等とみなす。

なお、可能であれば抗原定性検査キット（「医薬品」の表示があるもの）により陰性確認を行うことが望ましい。

(ii) 検査日当日も無症状であること（「健康状態チェックリスト」（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙2）のすべての条件を満たすこと。）。記入例を参照。

(iii) 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自家用車等で往復できること。

（関連 Q 3 8, 3 9）

Q 3 7 追試験における、受験可能な濃厚接触者等は、どのような手続きが必要であるか。

A 3 7 受験生が濃厚接触者等となり第一次募集本試験を受験できないことが判明した段階で、中学校は出願先の高校へ新型コロナウイルス対応の追試験申請（様式T-3）を行う。濃厚接触者等として待機中である受験生がA 3 6の (i) ~ (iii) の条件を全て満たす状態となり、受験が可能となった場合には、中学校長は出願先の高校の校長へ速やかに電話連絡を行い、感染状況等報告（様式V-1又はV-2）の上段にチェックを入れて高校に送付する。高校は追試験受験許可証（様式T-4）又は受験許可証（様式T-5）を中学校に送付する。

なお、追試験等にかかる書類の提出等は、時間のないところでの書類のやりとりとなることが予想されることから、まずはFAX及び電話での受信確認をしてから原本を送付することをお願いしている。当日の受付では、受験票、体温報告書（「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」別紙4、別紙4-2）、受験許可証（様式T-4又はT-5）の写し及び健康状態チェックリストの4点を持参することとしている。

Q 3 8 受験可能な濃厚接触者等として第一次募集追試験や第二次募集の日程に合わせた追試験を受験するためには、公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているか。

A 3 8 自家用車、レンタカーなどの利用が難しい場合には、以下の条件を満たすタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、公共交通機関には該当せず、これらを利用して受験会場へ移動することを可能としている。

条件 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）

条件 2) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性^{*}かつ無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせをせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと。

（参考）

○文部科学省「無症状の濃厚接触者の受験生のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ」（令和 5 年 1 月 1 7 日）

Q 3 9 第一次募集追試験や第二次募集の日程に合わせた追試験において受験可能な濃厚接触者等として受験するために、タクシーの手配を考えているが、手配が難しい状況である。どうしたらよいか。

A 3 9 手配が難しい場合は、文部科学省の相談窓口を利用いただきたい。

なお、調整には時間を要するため、お早めにご相談いただきたい。但し、代金は自己負担となる。

【文部科学省 相談窓口】

電話番号：03（6730）3345

メールアドレス：taximadoguchi23@mext.go.jp

受付時間： 午前9時30分から午後4時45分まで（平日のみ）

- ・ 午前に受け付けた場合、タクシーの調整は同日中を予定
- ・ 午後に受け付けた場合、タクシーの調整は翌営業日の午前中を予定
- ・ 状況によっては、調整できない場合もある
- ・ 詳細については、下記ホームページを参照

→ https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html

Q 4 0 受験生が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者等として、追試験の申請をしたものの待機解除が間に合わず、3月13日の追試験を受験できなかった。出願した高校は募集定員を満たしており、第二次募集を実施しないが、どうなるのか。出願先の高校を受験できないのか。

A 4 0 新型コロナウイルス感染症への対応は、罹患者・濃厚接触者に対する第一次募集の受験機会の確保の観点から、「受験生が第一次募集で出願した学校」の受験を保証するものとしている。出願した高校が第二次募集を行うかどうかに関わらず、新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者が追試験を申請したのち、3月13日の追試験を受験できなかった場合は、3月23日に「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験できる。さらに3月23日にも受験できなかった場合は「調査書等をもとにした書類審査」によって合否判定を行う。

「第二次募集の日程に合わせた追試験」及び「調査書等をもとにした書類審査」は、第一次募集の合格発表（3月16日）の後に行われる。これらは募集定員とは別枠として審査されるものであり、審査の結果、募集定員を超えて合格することはあり得る。

Q 4 1 新型コロナウイルス感染症に罹患したため、追試験申請を行い、その後に待機解除となったため、3月13日の追試験を受験することが可能になった。しかし、当日になって、再度発熱症状が出た。この場合は、3月23日の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験することになるのか。

A 4 1 追試験においては、新型コロナウイルス感染症の罹患者でなく、濃厚接触者等でもなければ、発熱症状があっても配慮申請書（様式P）の提出をして、別室で受験することとなる。この3月13日の発熱がインフルエンザであった場合も同様の対応となる。

Q 4 2 インフルエンザの疑いの症状があったため、3月6日午後4時までに、追試験申請を行った。その後、3月12日に新型コロナウイルスに感染していることが判明し、3月13日の追試験を受験できなくなった場合、どのような手続きが必要となるか。

A 4 2 インフルエンザ対応の通常の追試験申請をしたのち、受験生が感染者等であることが判明した段階で、中学校長は出願先の高校の校長へ速やかに新型コロナウイルス感染症対応の追試験申請書（様式T-3）を提出する。

なお、令和5年度入試については、追試験は本試験と同様に月曜に実施されることから、追試験の前日や前々日に保護者と学校、あるいは学校間のやり取りを行うことは現実的ではないため、上述のやり取りは追試験当日に行われることになるので、電話連絡をこまめに行い、速やかに手続きを進めていただきたい。また、中学校長は、当該受験生や保護者と連絡を密に取り、健康状況についての情報収集に努め、受験生が第二次募集の日程に合わせた追試験を受験することができるかどうかについて、第二次募集の実施日前日午後3時までに「感染状況報告（様式V-2）」を出願先の高校の校長に提出する。

Q 4 3 受験生の感染が確認され、追試験申請書(様式 T-3)を提出し、感染状況等報告(様式 V-1)の提出をもって受験の許可を申請することになるが、いつまでの報告であれば受験可能か。

A 4 3 感染状況等報告(様式 V-1)は、3月10日(金)午後3時まで提出することとしている(「新型コロナウイルス感染症及び発熱時の諸手続きについて」フロー図参照)。

なお、3月11日(土)及び12日(日)に感染が判明し、13日(月)の追試験が受験できなくなった場合、試験当日のやり取りを速やかに進め、第二次募集の日程に合わせた追試験の受験申請を行っていただきたい。

Q 4 4 感染状況等報告(様式 V-2)の提出にあたっては、FAXを送信してから原本を送付するということでよいか。

A 4 4 追試験にかかる書類の提出は、時間のないところでの書類のやりとりとなることから、まずは出願先の高校へ電話連絡をし、FAXしてから原本を送付することでお願いしている。

【第二次募集の日程に合わせた追試験(3月23日)における対応】

Q 4 5 「第二次募集の日程に合わせた追試験」はどのように行われるのか。

A 4 5 第二次募集で使用する問題を用いた国語・数学・英語の3教科の学力検査と、出願先の高校が第一次募集において課している面接・実技・作文を行う(「求める生徒像・選抜方法一覧」参照)。3教科の学力検査を実施するため、第二次募集を実施する高校においては、第二次募集の日程に合わせた追試験の対象者は、第二次募集の出願者と異なる時程で試験が行われることもあり得る。

Q 4 6 新型コロナウイルス感染症による追試験を申請したが、3月13日の追試験が受験できなかった。その後、陰性で待機解除となり、3月23日の「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験しようとしたが、今度はインフルエンザに罹患してしまった。この場合はどのような対応となるのか。同様に、3月23日に交通事故等による入院となってしまった場合はどのような対応となるのか。

A 4 6 「第二次募集の日程に合わせた追試験」において、インフルエンザやケガ等による入院となってしまった場合は、更なる追試験はないため、3月23日に受験することになる。別室受験や病院受験についての配慮申請を行い、別室受験や病院受験の対応をとることとなる。

Q 4 7 「第二次募集の日程に合わせた追試験」を受験する場合、または「調査書等をもとにした総合的な審査」となった場合、第2志望での合格はあるのか。

A 4 7 出願先の高校における第一次募集の本試験と同様に対応するものであり、第2志望の学科・コースによる合格はあり得る。

Q 4 8 新型コロナウイルス感染症の対応で、第一次募集追試験も受験できず「第二次募集の日程に合わせた追試験」にまわることとなった。しかし、このタイミングで他の学校の「第二次募集」を受験したいと受験生が考えた場合は可能なのか。

A 4 8 新型コロナウイルス感染症に係る選抜は第一次募集本試験から調査書等の書類による選抜までの一連の流れを「第一次募集」とみなしている。受験者が新型コロナウイルス感染症罹患等でこの一連の流れの中にいる場合、重複した出願はできないので第一次募集に出願した高校の出願を取り下げ、改めて第二次募集を実施する別の高校へ出願することになる。このような場合は、中学校長は、もとの出願先の高校へ試験を欠席する旨を、まず電話等で連絡し、その後「欠席届」（様式は任意。様式例を本冊子巻末に掲載。）を作成し、もとの出願先の高校へ速やかに提出していただきたい。高校側で「欠席届」を受理後、第二次募集の出願手続きを取ることができることとする。この手続きは中学校の卒業式後になると考えられるが、受験生と中学校が連絡を密にし、適切に手続きを行っていただきたい。

なお、この手続きの際には「辞退届」としないよう注意願いたい。入試事務説明会で申し上げたとおり、「辞退」とは公立高等学校への入学の意思がないことを示すものであるため、受理されると以後の公立高校へ出願資格を失うことになる。

Q 4 9 新型コロナウイルス感染症の対応で、第一次募集追試験も受験できず「第二次募集の日程に合わせた追試験」にまわることとなった。私立高校の最終手続きの期限がその前に設定されているが、最終手続きをしても受験することは可能か。

A 4 9 第二次募集とは異なり、私立高校の最終手続きをしても受験することは可能である。最終手続きに関することや、合格後に私立高校への入学を辞退すること等については、各私立高校に直接問い合わせ願う。

【第二次募集（3月23日）における対応】

Q 5 0 第一次募集を受験し、不合格となった受験生が第二次募集を受験しようと思ったが、新型コロナウイルス感染症に感染し、受験できない場合はどうなるか。

A 5 0 3月22日までに第二次募集の出願をしたのち、3月23日までに罹患してしまった場合は、判明した段階ですみやかに出願先の高校へ電話にて、状況を説明する。その後、追試験申請書（新型コロナウイルス対応）（様式T-3）、同時に、感染状況等報告（様式V-2）を作成し、出願先の高校へ送付する。

この場合は、第二次募集を受験できないことから、可否判定は「調査書等による書類審査」によって行われる。

【その他】

Q 5 1 公立高校で新型コロナウイルス感染症の影響により、3月上旬に高校が臨時休校になった場合、試験会場が変更される可能性はあるか。

A 5 1 高校において、教員や生徒が新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者等となってしまったとしても、本試験当日（3月6日（月））までに、試験会場の消毒等を行い、試験会場を変更することなく実施する。

Q 5 2 中学校が臨時休校中であっても、通常どおりの受験となるのか。また、高校が臨時休校中であっても、通常どおりの受験となるのか。

A 5 2 臨時休校中の中学校があっても、通常どおり実施する予定である。また、高校が臨時休業であっても、通常どおり実施する予定である。

Q 5 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、部活動の記録に記載する内容が減ってしまった。そのことは合否に影響するか。

A 5 3 調査書を活用するにあたっては、部活動の記録や指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることのないように通知している。

(参考)

文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和4年6月14日）

・・・中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行事等に入学志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないように、参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価すること等の措置を講じていただくようお願いいたします。

Q 5 4 合格発表時に密になることを避けるため、合格発表をオンラインで実施することはないのか。

A 5 4 合格発表については、密にならないように、各学校に合格者受験番号を複数箇所に掲示するよう依頼している。また、高校教育課のホームページに合格発表当日の午後7時頃までに合格者番号を掲載することとしている。

Q 5 5 宮城県公立高等学校入学者選抜実施にあたって、高校が留意すべき点はあるか。

A 5 5 宮城県公立高等学校入学者選抜実施にあたっては、令和4年6月14日付け4文科初第684号「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」のとおり、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、試験会場における衛生管理体制の構築並びに別室での受験等について留意いただきたい。

特に、別室での受験等については、以下のことに留意すること。

- (1) 各検査場には、検査室のほか、(i)～(iii)の別室を準備すること。
 - (i) 嘔吐等の場合や地震による暖房設備の不調等が発生した場合の予備室
 - (ii) 当日体調不良となった受験生のための別室
 - (iii) 感染者が確認された中学校において、新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安を理由とした受験生のための別室
- (2) 別室受験の配慮申請があった場合には、上記(1)とは別に設けること。
- (3) 追試験、第二次募集の日程に合わせた追試験及び第二次募集においては、上記(1)の他、受験可能な無症状の濃厚接触者等のための別室を準備すること。
- (4) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること。

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上問題ない。
- (5) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること。
- (6) 受験生と試験監督の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること。
- (7) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること。
- (8) 発熱・咳等の症状のある受験生や、追試験における無症状の濃厚接触者等のために別室を設ける場合は、可能な限り、他の受験生とトイレを別に確保すること。

なお、試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、換気等の感染症対策が講じられていれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない。

Q56 受験生が第一次募集本試験を受験したが、帰宅すると、家族が罹患者となったことがわかり、受験生が濃厚接触者となった。3月7日の面接・実技・作文について、新型コロナウイルス感染による追試験申請がなされた場合は、どのように判定するのか。

A56 まず、3月13日（または3月14日）実施の追試験の面接・実技・作文を、受験可能な濃厚接触者等として受験できた場合は、次の受験生Bのパターンに該当し、通常どおり合否判定を行うことになる。

また、第一次募集本試験及び第一次募集追試験において、面接・実技・作文を受験できなかった場合の選抜のパターンは次の表のようになる。

3月6日の学力検査はすべて受験済み、かつ3月7日の面接・実技・作文を受験できなかった

- ・受験生Bは3月13日または14日の面接・実技・作文を受験した→合否判定へ
- ・受験生Eは調査書点・学力検査点による共通選抜で合格圏内に入っている場合→合格
- ・受験生Fは共通選抜では合格圏内に入っておらず、第二次募集の日程に合わせた追試験で面接・実技・作文を受験した場合→合否判定へ
- ・受験生Gは共通選抜では合格圏内に入っておらず、第二次募集の日程に合わせた追試験で面接・実技・作文を受験できなかった場合→調査書等による合否判定へ

3月13日にコロナ対応追試験の学力検査を受験したが、面接・実技・作文を受験できなかった

- ・受験生Hは調査書点・学力検査点による共通選抜で合格圏内に入っている場合→合格
- ・受験生Iは共通選抜では合格圏内に入っておらず、第二次募集の日程に合わせた追試験で面接・実技・作文を受験した場合→合否判定へ
- ・受験生Jは共通選抜では合格圏内に入っておらず、第二次募集の日程に合わせた追試験で面接・実技・作文を受験できなかった場合→調査書等による合否判定へ

				受験生A	受験生B	受験生C	受験生D	受験生E	受験生F	受験生G	受験生H	受験生I	受験生J
第一次募集	本試験	3/6	学力検査	×	○	×	×	○	○	○	×	×	×
		3/7	面接・実技・作文	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	追試験	3/13	学力検査	○	—	×	×	—	—	—	○	○	○
		3/13,14	面接・実技・作文	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	選抜方法	共通選抜		合否判定		×	×	合格圏内	合格圏外	合格圏外	合格圏内	合格圏外	合格圏外
		特色選抜				×	×	保留	保留	保留	保留	保留	保留
合格発表				3/16	3/16	—	—	3/16	↓	↓	3/16	↓	↓
第二次募集の日程に合わせた募集	学力検査等	3/23	学力検査	—	—	○	×	—	—	—	—	—	—
		3/23	面接・実技・作文	—	—	○	×	—	○	×	—	○	×
	選抜方法	共通選抜		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		特色選抜		—	—	—	—	—	合否判定	—	—	合否判定	—
		調査書等による総合的な選抜		—	—	—	合否判定	—	—	合否判定	—	—	合否判定
	合格発表				—	—	3/23,24	3/23,24	—	3/23,24	3/23,24	—	3/23,24

				受験生K	受験生L
第二次募集	3/23	学力検査		×	○
	3/23	面接・実技・作文		×	○
	選抜方法	調査書等による総合的な審査		合否判定	—
		総合的な審査		—	合否判定
合格発表				3/23,24	3/23,24

※ ○印は受験できる状態である
×印は受験できない状態であることを表す。

1. 第一次募集の1日目（3月6日（月））の学力検査は全て受験できたが、新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者等となり、2日目（3月7日（火））の面接・実技・作文を欠席した受験者のうち、追試験（3月13日（月）・14日（火））でも面接・実技・作文を受験できない者については、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置として、以下のように取り扱う。

<手順>

イ 中学校は、受験者が罹患者又は濃厚接触者であると判明次第速やかに、高校へ電話等で「受験者が罹患者又は濃厚接触者であると判明したため、2日目の面接・実技・作文を欠席し、追試験を申請する」旨を連絡する。（3月7日（火）午後4時まで）

ロ 中学校は、「追試験申請書（新型コロナウイルス感染症対応）」（様式T-3）を作成し、FAXで送信の上、出願先の高校へ持参又は郵送する。

ハ 中学校は、受験者の健康状況等を確認し、感染状況等報告（様式V-1）によって、追試験を受験できない状況であることを、3月10日（金）までに高校へ報告する。

ニ 高校は、他の受験生の結果とともに、当該受験生について学力検査点と調査書点による第一次募集の共通選抜においてのみ、合否判定を行う。

① 共通選抜で合格となった場合（受験生E）

▶ ホ 他の合格者とともに、3月16日（木）に合格発表を行う

② 共通選抜で合格圏内に入らず、第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できる場合（受験生F）

▶ ホ 中学校は、受験者の健康状況等を確認し、感染状況等報告（様式V-2）によって、3月23日（木）の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できる状況であることを、3月22日（水）までに高校へ報告する。

へ 高校は、受験許可証（様式T-5）を、速やかに中学校へ送付する。

ト 中学校は、受験許可証の写しを当該受験者へ渡す。

チ 受験者は、受験許可証の写しと受験票（無症状の濃厚接触者等は「健康状態チェックリスト」を含む）と体温報告書を受付に提示し、3月23日（木）に面接・実技・作文を受験する。

リ 高校は、3月6日（月）に受験した学力検査点と調査書点及び面接・実技・作文の結果に基づき、特色選抜において合否判定を行い、合格となった場合は、他の合格者とともに、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

③ 共通選抜で合格圏内に入らず、第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できない場合（受験生G）

▶ ホ 中学校は、受験者の健康状況等を確認し、感染状況等報告（様式V-2）によって、3月23日（木）の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できない状況であることを、3月22日（水）までに高校へ報告する。

へ 高校は、調査書点及び3月6日（月）に受験した学力検査点等をもとに総合的な審査を行い、合格となった場合は、他の合格者とともに、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

- ④ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できる場合（出願時に待機解除になっている場合） ※欠席届（巻末様式例）提出

※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。

→ ホ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

へ 受験者は、3月23日（木）に、受験票と体温報告書を受付に提示し、第二次募集を受験する。

ト 高校は、合否判定を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

- ⑤ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できる場合（出願時は待機解除となっていない場合） ※欠席届（巻末様式例）提出

※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。

→ ホ 中学校は、第二次募集の出願後、「受験者が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者等であり、待機解除になっていないことや出願時の本人の体調等」について、出願先の高校へ、電話にて報告する。

へ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

ト 受験者は、3月23日（木）に、受験票と体温報告書と健康状態チェックリストを受付に提示し、第二次募集を受験する。

チ 高校は、合否判定を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

- ⑥ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できない場合 ※欠席届（巻末様式例）提出

※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。

→ ホ 中学校は、第二次募集の出願後、「受験者が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者等であり、待機解除になっていないことや出願時の本人の体調等」について、出願先の高校へ、電話にて報告する。

へ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

ト 中学校は、3月23日（木）の朝に、受験者が発熱等の症状があり、受験できない状況にあることを確認し、高校へ電話にて報告する。

チ 高校は、調査書をもとに総合的な審査を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者等となり、第一次募集の本試験（3月6日（月）・7日（火））を受験できなかった受験者のうち、追試験の受験ができる者について、1日目（3月13日（月））の学力検査は全て受験できたが、発熱等の症状が見られる状況となったため、2日目（3月14日（火））の面接・実技・作文を受験できない者については、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置として、以下のように取り扱う。

<手順>

- イ 中学校は、受験者が罹患者又は濃厚接触者等であると判明次第速やかに、高校へ電話等で「受験者が罹患者又は濃厚接触者等であると判明したため、本試験を欠席し、追試験を申請する」旨を連絡する。(3月7日(火)午後4時まで)
- ロ 中学校は、「追試験申請書(新型コロナウイルス感染症対応)」(様式T-3)を作成し、FAXで送信の上、出願先の高校へ持参又は郵送する。
- ハ 中学校は、受験者の健康状況等を確認し、感染状況等報告(様式V-1)によって、追試験を受験できる状況にあることを、3月10日(金)までに高校へ報告する。
- ニ 高校は、受験許可証(様式T-4)を、速やかに中学校へ送付する。
- ホ 中学校は、受験許可証の写しを当該受験者へ渡す。
- ヘ 受験者は、受験許可証の写しと受験票と体温報告書(無症状の濃厚接触者等は「健康状態チェックリスト」を含む)を受付に提示し、3月13日(月)追試験の学力検査を受験する。
- ト 受験者が3月13日(月)の追試験の学力検査後、発熱等の症状が出るなどの状況が判明次第速やかに、中学校は高校へ電話等で「受験者に発熱等の症状が見られるため、2日目の面接・実技・作文を欠席する」旨を連絡する。
- チ 高校は、他の受験生の結果とともに、当該受験生について学力検査点と調査書点による第一次募集の共通選抜においてのみ、合否判定を行う。

① 共通選抜の結果、合格となった場合(受験生H)

- リ 他の合格者とともに、3月16日(木)に合格発表を行う。

② 共通選抜で合格圏内に入らず、第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できる場合(受験生I)

- リ 中学校は、受験者の健康状況を確認し、感染状況等報告(様式V-2)によって、3月23日(木)の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できる状況であることを、3月22日(水)までに高校へ報告する。
- ヌ 受験者は、受験許可証の写しと受験票と体温報告書(無症状の濃厚接触者等は「健康状態チェックリスト」を含む)を受付に提示し、3月23日(木)に面接・実技・作文を受験する。
- ル 高校は、3月13日(月)に受験した学力検査点と調査書点及び面接・実技・作文の結果に基づき、特色選抜によって合否判定を行い、合格となった場合は、他の合格者とともに、3月23日(木)もしくは24日(金)に合格発表を行う。

③ 共通選抜で合格圏内に入らず、第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できない場合(受験生J)

- リ 中学校は、受験者の健康状況を確認し、感染状況等報告(様式V-2)によって、3月23日(木)の第二次募集の日程に合わせた追試験を受験できない状況であることを、3月22日(水)までに高校へ報告する。
- ヌ 高校は、3月13日(月)に受験した学力検査点と調査書点等をもとに総合的な審査を行い、合格となった場合は、他の合格者とともに、3月23日(木)もしくは24日(金)に合格発表を行う。

④ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できる場合(出願時に待機解除になっている場合) ※欠席届(巻末様式例)提出

- ※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。
- リ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

- ヌ 受験者は、受験票を受付に提示し、3月23日（木）に第二次募集を受験する。
- ル 高校は、合否判定を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

⑤ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できる場合（出願時は待機解除となっていない場合） ※欠席届（巻末様式例）提出

※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。

→ リ 中学校は、第二次募集の出願後、「受験者が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者であり、待機解除になっていないことや出願時の本人の体調等」について、出願先の高校へ、電話にて報告する。

ヌ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

ル 受験者は、3月23日（木）に、受験票と体温報告書と健康状態チェックリストを受付に提示し、第二次募集を受験する。

ヲ 高校は、合否判定を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

⑥ 共通選抜で合格圏内に入らず、第一次募集での受験を取りやめ、別の学校の第二次募集に出願し、受験できない場合 ※欠席届（巻末様式例）提出

※中学校は、最初の出願先の高校の受験を取りやめ、第二次募集を行う別の高校へ出願手続を行う。

→ リ 中学校は、第二次募集の出願後、「受験者が新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者等であり、待機解除になっていないことや出願時の本人の体調等」について、出願先の高校へ、電話にて報告する。

ヌ 第二次募集の出願先の高校は、提出書類を確認し、受験票を発行する。

ル 中学校は、3月23日（木）の朝に、受験者が発熱等の症状があり、受験できない状況にあることを確認し、高校へ電話にて報告する。

ヲ 高校は、調査書をもとに総合的な審査を行い、合格となった場合は、3月23日（木）もしくは24日（金）に合格発表を行う。

<その他>

- ・当該受験生の学力検査点の成績簡易開示については、当該受験生の審査が全て終了し、当該受験生の合否の結果が全て出た後に開示するものとする。
（第一次募集の共通選抜で合格した場合を除き、3月23日（木）もしくは24日（金）から開示するものとする。）

Q57 第一次募集追試験を受験可能な濃厚接触者として受験することになった。「令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」にあるとおり、公共交通機関が利用できないためにタクシー又は自家用車で移動せざるを得ないが、この場合に渋滞等で遅刻した際は試験時間について配慮されるのか。

A57 「受験可能な濃厚接触者」として第一次募集追試験、または第二次募集の日程に合わせた追試験を受験する場合は、確かにタクシーや自家用車で来場することになるが、集合時間に来場できなかった場合は特別に時間に関する配慮をすることは想定していない。時間に間に合うよう、交通状況等に十分注意して来場いただきたい。

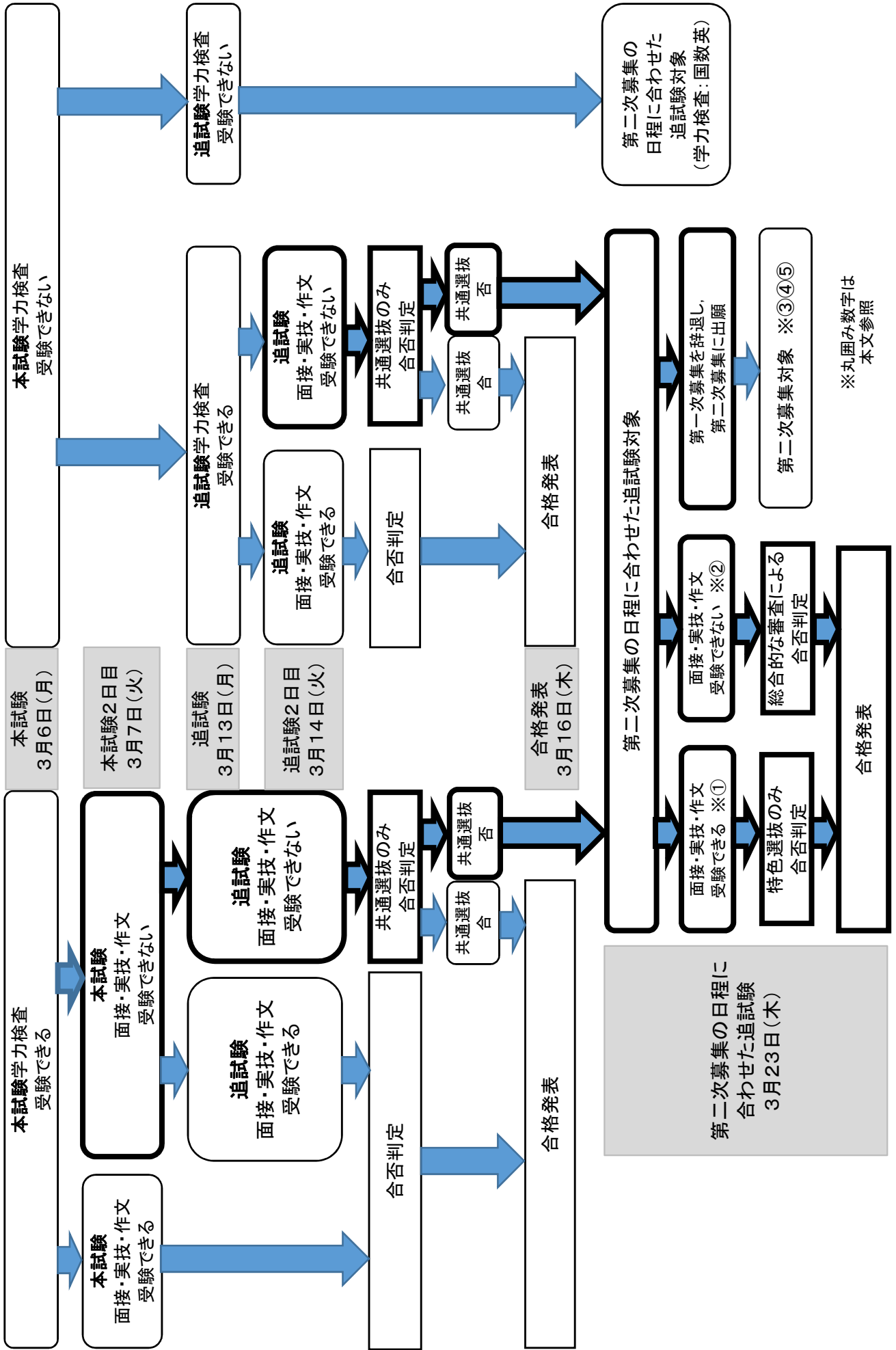
Q58 新型コロナウイルス感染症については、来年度、2類相当から5類へ移行される見込みである。また、マスクの着用の在り方については、学校現場において3月にも緩和する動きが見られている。12月に通知された高校入試の新型コロナ対応について変更点はあるか。

A58 2類から5類への移行については来年度の話になるので、今年度の高校入試としては方針変更の予定はない。また、マスク着用について議論があることは承知しているが、未だ新型コロナウイルス感染症への不安はぬぐい切れない状況である。安全・安心な入学者選抜の実施のため、健康上特段の理由がない限りはマスク着用を原則として実施することとする。なお、このことについては文部科学省の通知を受け、今年度の本県の方針として令和5年2月14日付で通知済みである。

(参考)

○文部科学省「令和4年度中に実施される令和5年度高等学校入学者選抜等におけるマスク着用の考え方について」(令和5年2月13日)

【新型コロナウイルス感染症対応】本試験または追試験2日目の面接・実技・作文を欠席した受験生への対応



◎ 入試全般に関すること

Q 5 9 試験当日、会場への移動手段は、極力、公共交通機関を利用するよう中学校から例年指導しているが、当日の天候状況による遅延で受験できなくなる可能性も考え、今年も同様に各家庭に呼びかけてよいのか。公共交通機関利用により、新型コロナウイルスに感染する可能性が高まることを不安に思い、自家用車を利用して移動することを考える家庭も出てくると思われる。自家用車利用で、天候状況等で試験に遅れたら、受験生が不利益を受けることはあるのか。

A 5 9 受験会場への移動手段は各家庭の判断によるが、集合時刻までに到着するよう対応願いたい。大雪等の天候が理由であっても自家用車利用で試験に遅れた場合については、残りの時間を受験することはできるが、検査が終了している科目については受験することはできない。公共交通機関の遅れによるものである場合、状況に応じて対応を検討することとしている。

なお、全県的に交通混乱が生じている場合には試験開始時間を遅らせることもあり得ることから、天候状況に不安があれば高校教育課ホームページや当日の報道等に注意いただきたい。

Q 6 0 当日の朝は、何時頃に各高校に到着すればいいのか。受付開始は何時なのか。

A 6 0 受験票裏面に、集合時刻8時30分と記載している。この時間までには受験会場に到着するようにしていただきたい。受付時間については、学校により異なることもあるので、受験票配布時の文書を参照願いたい。

なお、原則として受付時間までは入場ができないために、道路や近隣店舗等の駐車場に駐車するなど、周辺の迷惑となる可能性がある行為はお控えいただきたい。

Q 6 1 第一次募集で受験した高校で不合格となった場合、その高校で第二次募集が実施される場合、同じ受験生がもう一度同じ高校を受験することは可能か。

A 6 1 可能である。

Q 6 2 2年次に海外から日本に来た受験生について、1年次の評定が空欄であることが不利になることはないか。

A 6 2 調査書の評定欄が空欄であることをもって、不利益を被ることはない。評定の記載がない場合は、それ以外の学力検査点や記載のある部分の調査書点等をもって、総合的に判断することとなる。

Q 6 3 受験票の他に、机の上に置くことができるものはどのようなものか。

A 6 3 受験票の裏面に記載のあるもののうち、受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規（直線定規の使用も認める）、コンパス、腕時計については机の上に置くことができる。また、ティッシュペーパーについては、袋等から中身を取り出したものを使用することは構わない。

なお、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信または録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するものなど検査の公正を欠くおそれのある物の使用も認めない。

Q 6 4 スマートフォン、携帯電話及びスマートウォッチ、タブレット端末等の通信機能を有する機器の持ち込みは、不正防止等の観点からできないこととされているものの、やむを得ない事情があって検査会場に持ち込まざるを得ない場合は、どのようにしたらよいか。

A 6 4 原則、持ち込みは控えていただきたいが、やむを得ない事情で持ち込まざるを得ない場合は、受験生本人が、受験番号と氏名を記入した封筒を持参し、電源を切ってから自分で封をして、受付で預けていただきたい。

Q 6 5 タブレット端末に参考書等のデータを保存し、休憩時間にそのタブレット端末を用いて学習してもよいか。

A 6 5 スマートフォン、携帯電話及びスマートウォッチ、タブレット端末等の通信機能を有する機器は、持ち込みを禁止している。したがって、休憩時間に使用することもできない。

Q 6 6 学力検査で使用可能な筆記用具について図柄（絵、文字、柄など）に制限はあるのか。

A 6 6 詳細に一律の基準を定めているわけではないが、数式や化学式、四字熟語が印字されている等、解答上の手掛かりとなる可能性が高いものについては当日の使用を控えるよう、中学校において受験生に周知願いたい。

Q 6 7 不登校によって、調査書の評定が空欄の箇所がある。このことによって不利になることはないか。

A 6 5 生徒指導要録で学習状況が文章で記述されている場合は、調査書の評定欄は空欄とし、その理由等を記載した副申書を添付し、その旨を「7 特記事項」に記載することとなる。調査書の評定欄が空欄であることをもって、不利益を被ることはない。

(参考)

- 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(別記1)(4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

Q 6 8 不登校生徒の調査書で、各教科の学習の記録を数値でつけることができず、文章により記載する場合は特定の様式があるのか。(関連 Q 6 7)

A 6 8 特定の様式を定めているわけではない。各校で様式を作成し副申書を作成いただき、調査書の「7 特記事項」の欄に別紙に記入して添付した旨を記載いただきたい。

(参考)

- 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

Q 6 9 合格した生徒の書類の送付で、入試事務説明資料の中で、「体力・運動能力調査記録カード」を「宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査記録カード取扱要項」に基づき、当該高等学校長に送付することとあった。取扱要項には、公立中学校から定時制・通信制の高校等へ進学する場合は当該カードを本人に返却して個人所有する旨の記載があるが、その場合の当該カードの扱いについてはどのようにしたらよいか。

A 6 9 当該カードの取扱いについては、「宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査記録カード取扱要項」に記載のとおりとし、定時制・通信制高校へ進学する場合は、受験生本人に返却していただきたい。その際、定時制高校等で当該カードを必要とする場合もあるため、紛失することのないよう、中学校から受験生に指導していただきたい。

定時制高校で当該カードを必要とする場合は、入学後に個人ごとに提出を求めることとする。

【参考】宮城県教育庁保健体育安全課学校体育班のページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/chousa.html>

Q70 合格した生徒の書類の送付について、キャリアパスポートはどのように高等学校へ引き継いだら
良いか。指導要録等とともに進学先高等学校へ中学校から送付すべきなのか。

A70 キャリアパスポートの管理と学年間の引継ぎは学校で行うが、校種間の引継ぎは、原則児童生徒を
通じて行う。学校間での引継ぎをとどめるものではないが、本県では合格後に送付する書類として指
定はしていない。各学校において適切に対応願いたい。

(参考)

令和元年8月21日 文部科学省「「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項」

Q71 一旦は公立高等学校に出願したものの、検査日以前に他の学校の合格が決まるなどして受験を
取りやめたいときは「辞退届」を出せばよいのか。

A71 受験前の取りやめについては、辞退届の提出ではなく、中学校を介し、出願先高等学校に「欠席」
する旨の連絡をしていただきたい。辞退届の提出が必要になるのは受験後となる。(別表を参照)
なお、「辞退届」は公立高等学校への入学の意思がないことを示すものなので、提出・受理後は
公立高等学校の受験資格を喪失することになるので注意願いたい。

(別表)【入学者選抜に係る欠席・辞退の取り扱いについて】

	受験生の状況	高校への連絡（電話）	辞退手続き（書面）
出願後	他の進路先が決定したので、受験を取りやめたい	○	/
	追試験に該当しない事由により本試験を受験できなかった	○	/
	第一次募集に出願したが、本試験・追試験ともに新型コロナウイルス感染症に係る事由で受験ができず第二次募集の日程に合わせた追試験を受験する予定だったが、それを取りやめ、別の高校の第二次募集に出願したい（関連 Q48）	○	※「欠席届」の提出
	第一次募集に出願したが、新型コロナウイルス感染症に係る事由で本試験を受験できず、追試験にまわった。追試験では1日目の学力検査は受験できたものの、発熱等により2日目の面接・実技・作文が受験できず、かつ共通選抜において合格圏に入らなかったために保留とされた。第二次募集の日程に合わせた追試験で面接・実技を受験予定だったが、それを取りやめ、別の高校の第二次募集に出願したいと考えた（関連 Q56）	○	※「欠席届」の提出
受験後	他の進路先が決定したので、選考対象から外してほしい	○	○

※様式例については本冊子の最終ページにに掲載した。辞退ではなく「欠席」であるにもかかわらず、この場合に書類提出が必要になるのは、第二次募集への出願において、第一次募集への出願が取り消されていることを確実にするためである。

(様式例)

欠 席 届

令和 年 月 日

宮城県〇〇高等学校長 殿

受験番号 〇〇〇〇

志願者氏名 〇〇 〇〇

保護者氏名 〇〇 〇〇

印

私は、貴校の〇〇科 第一次募集に出願しておりましたが、都合により第二次募集の日程に合わせた追試験を欠席したいので申請します。

上記のことについて承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

令和 年 月 日

〇〇市立〇〇中学校長 〇〇 〇〇 職印

